

段玉裁「古文尚書撰異序」譯注（二）

田尻 健太 ・ 古勝 隆一

凡例

- 一、本編は、「段玉裁「古文尚書撰異序」譯注（一）」（『中國思想史研究』第四十二號、二〇二一年）の續きである。
- 一、本譯注は、原文・現代語譯・注釋・補說・表の五者からなり、補說（二〇九）と表が本號に掲載される。
- 一、書名は『』、引用文は「」で示す。
- 一、段玉裁の文章については、なるべく段氏の選んだ字の形を尊重するが、段氏以外の文章は通行の字形を用いた。
- 一、補說には、『撰異』にまつわる背景的な事柄や同時代の學者との比較、後世の學說、筆者の考察を項目ごとに記したが、讀解に必要なだが長文に過ぎるため補說に記したものもある。

〔補説一〕 『撰異』の基礎

乾隆四十年（一七七五）十月、段玉裁が戴震に宛てて書いた「寄戴東原先生書」によると、段氏は同年八月、蜀に任官してその地に数年間滞在し、そこで『詩經小學』『書經小學』『說文考證』『古韻十七部表』の諸書を著した。¹⁾『書經小學』は現存しないが、現存する『詩經小學』を参照すれば、『尚書』の字句の是非を検討したものと推測できる。陳鴻森氏は、段氏がこの『書經小學』を基礎として『撰異』を作ったと見立て、また『撰異』には二つの特色―すなわち（一）「文字を校訂し、古義を考釋すること」、（二）「條例を創通し、漢代の今古文『尚書』の經字の異同を分別すること」―があるが、前者については『詩經小學』を繼承し、後者は乾隆四十六年四月の錢大昕との會見によって啓發されたとしている。²⁾ 妥當な見解であろう。³⁾

〔補説二〕 『撰異』の臧庸校補と錢大昕簽注

劉盼遂『段玉裁先生年譜』は、臧庸「刻詩經小學錄序」（『拜經堂文集』卷二、乾隆五十六年季冬。後述）に基づき、『撰異』完成後の乾隆五十六年七月、常州にて臧庸の校補を得たことを記す。陳鴻森氏は、『撰異』卷六、盤庚上「無弱孤有幼」の條に載せる臧庸說が、⁴⁾ その校補の一つであるとす。⁵⁾

また、錢大昕も『撰異』に批注を加えたようで、上海圖書館に「古文尚書撰異」不分卷、清段玉裁撰。稿本。清

臧庸箋注、清佚名錄錢大昕校注。民國吳重喜、葉景葵跋」と著録される本があるが⁽⁶⁾、未見。この本は、臧氏の校補の上に、さらに錢氏の批注を逐録したものであるらしい。

臧庸「刻詩經小學錄序」に「『詩經小學』金壇段君玉裁所著。初鏞堂從翰林學士盧召弓遊、始知段君、以鄙論『尚書』古今文異同四事就正。……既而段君自金壇過常州、携『尚書撰異』來、授之讀、且屬爲校讎。……則與鄙見有若重規而疊矩者、因爲參補若干條。劉端臨訓導見之、謂段君曰、「錢少詹簽駁、多非此書之旨、不若臧君箋記持論正合也」⁽⁷⁾とある。これにつき陳鴻森氏は、『撰異』の原稿に對し、まず錢氏の簽駁が書かれ、ついで乾隆五十六年七月に臧氏の箋記が書かれたと論じており、⁽⁷⁾ 妥當であると考えられる。

〔補說三〕 『撰異』執筆と錢大昕

『撰異』の序文の中では觸れられていないが、段氏が『撰異』の執筆を志した背景には、乾隆四十六年四月に交わされた錢大昕とのやり取りに觸發されたことがあった。⁽⁸⁾ 以下、『撰異』卷十三、洪範「貌曰恭」の條から概要を示す。⁽⁹⁾ 錢氏は、『尚書』洪範の「貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿」が韻文であると考え、段氏の『六書音均表』に入れるよう勸めるとともに、現行本の「思曰睿」については、他書が引く「容」の字が優ると指摘する。⁽¹⁰⁾ ただ、その後、『六書音均表』が改訂されることはなかった。錢氏の希望はかなわなかった。

段氏はその指摘に對し、即答することは出来なかったが、數年後に新たな着想を得る。即ち、『史記』『漢書』後

漢書』に見える漢人所引の『尚書』は、みな伏生の今文『尚書』に基づいているのではないか、という着想である。これをもとに、段氏は古文『尚書』が「思曰睿」に、今文『尚書』が「思心曰睿」に作っていたと考證する。

これに對し、錢氏はその考證を評價するとともに、これを段氏の師である戴震が『水經注』の經文と注文をはつきり分けて整理したことになぞらえる。この言葉に觸發された段氏は、『尚書』の今古文を辨別する作業に没頭したという。

ここで、『尚書』の今古文分別に當たつて、段氏が戴震の『水經注』整理を意識している点には問題がある。というのも、段氏は、戴震が『水經注』の經・注をはつきりと分別したように、『尚書』の今古文を分別しようと志したのであるが、そこには自ずから方法上の限界が生じると指摘できるからである。つまり、『水經注』における「經文」と「注文」は、理念上區別が可能な二項對立の概念であるが、『尚書』における「今文」と「古文」は、そこまで單純な二項對立では捉えられないのではないか、という疑念が消えない。異なる二種の字句や經說がある場合に、それが必ずしも今古文の差異に由來するとは限らない（今文派・古文派のそれぞれの中にも學派があり、それぞれに異說があったはずである）。しかし、『撰異』には、相對する二說がある場合にそれを根據不十分なまま今文・古文に當てはめてしまう議論がしばしば見受けられる。

無論、これはあくまで概略であり、實際にはその二項對立にとらわれない議論も存在するが、⁽¹¹⁾『撰異』を読む際には、段氏の考證に以上のような傾向が見えることには注意が必要である。

この方法上の問題の背後には、「漢人は師法を嚴守するものである」という清儒の通念が潜んでいる。これについては、早くも同時代の顧千里によつて「凡漢人中、同習一家而經字互異者多矣、恐難以相決」（張敦仁『撫本禮記鄭注考

異』檀弓下」と指摘されている通り、今文派の學者の中では必ず同文が用いられるとは言い切れず、あくまで理論上の想定でしかない。この顧氏の説は『禮記』に關するものではあるが、顧氏は段氏への反發を濃厚に意識した學者であり、『撰異』を讀む上でも參考價値がある。¹²⁾

もう一つ、『撰異』と錢大昕の關わりを示す重要な書簡に「與段若膺書論尚書書」があるが、これについては「補説八」にて後述する。

〔補説四〕 『撰異』の特徴①—梅賾本への信賴

段氏は、『撰異』序文で「梅賾本のうちの眞篇部分の字句は、基本的に眞古文『尚書』として正しい字句を傳えている」ことを強調している。これは『撰異』一書のあらゆる議論の立脚點となる非常に重要なポイントであり、逆に言えば、後に『撰異』が批判される場合にはこの點が問題にされることが多い。¹³⁾

段氏がこれを強調するのは、段氏以前には、梅賾本の眞篇の字句は、一應「眞篇」であるとはいえ、今文・古文のどちらにも依據しない獨自のものであるという考え方が多かったことが背景にある。例えば閻若璩は、僞古文『尚書』は今文でも古文でもなく、伏生でも孔安國でもなく、別に一家を立てようとしたものである、と述べた。¹⁴⁾

閻若璩によつて僞古文『尚書』の僞作が證明されたことで、いわゆる清朝中期の學者たちの間では、その眞篇・僞篇に拘わらず、梅賾本への信用は非常に低かった。よつて、江聲『尚書集注音疏』や王鳴盛『尚書後案』は、『尚書

大傳』、『漢石經』、『史記』、『漢書』等の佚文を用いて梅賾本『尚書』の字句を簡単に改め【第五節】、同様に『説文解字』を用いて梅賾本『尚書』の字句を改めているのである【第六節】。

しかし、『撰異』においては、梅賾本の眞篇の字句を、眞古文『尚書』由来のものとして基本的に信賴する態度が貫かれている。その理由は、梅賾本出現當初は、馬融注『尚書』や鄭玄注『尚書』など眞古文系の注釋が残っており、僞作者がその部分に手を加えたはずがないと推測したことによる【第七節】。この段氏の考え方は、當時にあつては大きな方針轉換であつた。そしてこの段氏の考え方によれば、江氏や王氏の『尚書』本文改變は今文と眞古文の區別をせずにむやみに改めたものということになり、批判の對象とされたのである。『撰異』の中に現れる江聲・王鳴盛批判は、多くがこの立脚點の相違に起因している。

とはいえ、この段氏の方針も、その裏面に危険性を孕んでいる。というのも、ここから逆に、梅賾本『尚書』の字句と異なる『尚書』佚文を、根據なく今文『尚書』の字句であると見立ててしまう可能性が高まるからである。これは先述した、段氏が今古文をはつきり辨別しようとする方針と同類の危険性である。實際、段氏の考證にこの種の措定がよく見受けられる。

ただ、段氏は梅賾本『尚書』眞篇の傳來過程にも問題が多い（天寶・開寶の改字など）という點を留保として附けていることも見逃せない。つまり理念上は、梅賾本の眞篇の字句を、晩出であるというだけで單純に否定することもなければ、逆に安易に肯定することもないという、先入觀を排除しやすい思考法が確立しているとも評價できよう。清朝考證學の『尚書』關聯著作を見渡し、その中で『撰異』の考證の強みを求めるとすれば、まずこの點が挙げられよう。

〔補説五〕 『撰異』の特徴②―「天寶・開寶の改字」への着眼

段氏が「天寶・開寶の改字」という説明方法を積極的に利用することは、劉起釔も指摘しており、『撰異』の大きな特徴の一つであると言える。例えば、「段玉裁『古文尚書撰異序』譯注（一）」の注釋（15）に挙げた『撰異』卷十三、洪範「日圜」條について、王鳴盛『尚書後案』や孫星衍『尚書今古文注疏』の該當箇所を見ても、天寶・開寶の改字への言及は見當たらぬ。なお王鳴盛は、「僞孔本が字句を改め、順番を轉倒し、その句讀を亂した」と指摘し、⁽¹⁶⁾改變時期を梅賾本の僞作時に比定する。

概して、考證學者の學問の目的は、經書の本來の字句を復原し、その義を明らかにすることであり、字句に異同がある場合にはその正否・優劣が分かりさえすれば良く、それがどの段階で生じた異文なのかということにあまり關心が拂われない傾向にある。段氏の考證も、經書の本來の字句の究明という目的から離れるものではないが、『尚書』の字句を考えるに當たつて、經典本文の歴史的變遷という角度から、その時期や改變者をも把握しようとした點に、一つの意義が認められよう。

しかしその上で、この段説もあくまで假説であり、一種の方便であることは指摘されねばならない。つまり、結局は異文がある場合の説明の方法の一つがこれというにすぎず、必ずしも實證が伴うわけではない。現在は、敦煌寫本の發見によつて、天寶の衛包改字についての實證的な研究がある程度、可能となっているが、⁽¹⁷⁾段氏の想定に反する結果も多く見受けられる。

〔補説六〕 『撰異』と『説文解字讀』『説文解字注』の関係

『撰異』における考證の成果は、段氏畢生の著である『説文解字注』にも反映されており、『説文注』を讀む上で『撰異』の記述が役立つ場合もある。この背景には、「補説一」に見たように『説文注』の基礎となった『説文解字讀』の執筆と、『撰異』の執筆の時期が近いことがあり、両者には重複する記述が多い⁽¹⁸⁾。しかし、『撰異』『説文讀』『説文解字注』三者の間で段説が相違する場合もあり、以下に『尚書』の解釋に關して興味深い部分を紹介する。

まず、西伯斟黎「祖伊反」について。今本の『説文』二篇下、疋部「返」字の說解に引く「商書」には「祖甲返」とあり、その『説文讀』を見ると、もともと段氏はこれを『汲冢書』の「祖甲十二年征西戎。冬、王返自西戎」と結びつけて理解しようとしていたが、壬寅歲（乾隆四十七年）に王鳴盛『尚書後案』を讀んで說を改め、西伯斟黎「祖伊反」の誤字とみなしたことが分かる⁽¹⁹⁾。一方、『撰異』には、今本『説文』所引「商書」に「祖甲返」とあるのは誤りで、『集韻』の引く「祖伊返」が正しいと述べる⁽²⁰⁾。さらに、『説文注』では、本文を「商書曰、祖伊返」に改めた上で、『集韻』に據った訂正であるとする⁽²¹⁾。つまり、『説文讀』の執筆中に段説が變化し、その最終的な結論が『撰異』と『説文注』に共通している例である。

次に、盤庚上「相時儉民」について。『撰異』は『説文』十篇下、心部、□を「□、疾利口也。从心。□聲。商書曰、相時□民」というかたちで引用した上で、①「商書曰」について、今本『説文』が「詩曰」に作るの誤りであり、②「从心、□聲」について、大徐本は「从心、从□」に作り、小徐本は「从心、□聲」に作るが、ともに誤りで、「从

心、刪省聲」とすべきであるという。⁽²²⁾しかし、『説文注』においては、①についての判断は『撰異』と同じであるものの、⁽²³⁾②については大徐本の「从心、从□」が採用されている。⁽²⁴⁾これは、『撰異』執筆後に段説が改められた例である。それ以外に、『撰異』の段階では『説文』の引用文が改められていないが、『説文注』では改められている例も多い。⁽²⁵⁾

最後に、『撰異』と『説文注』の関係というより、『尚書』と『説文』に関わる議論を紹介する。問題となるのは、『説文』において『尚書』が引用される際に、「虞書」「商書」「周書」などと稱しているが、この区分が『尚書』の各篇とどのように對應しているか、という点である。例えば、堯典は『説文』ではほとんどが「虞書」として引用されているが、稀に「唐書」として引用されており、許慎にとつての『尚書』各篇の上位分類が問題となる。これについての段説は、『撰異』卷一下、堯典「五品不遜」や、『説文注』七篇上、禾部、棋および三篇下、卜部、□の段注に詳しい。⁽²⁶⁾いま概略のみ示すと、段氏は、『説文』の『尚書』標目は「唐書」（堯典、「虞書」（皋陶謨）、「夏書」（禹貢・甘誓）、「商書」（湯誓から西伯戡黎もしくは微子まで）、「周書」（微子もしくは牧誓から秦誓まで）に分かれており、これが今文家の「五家之教」に對應する。⁽²⁷⁾と理解する（但し微子と洪範には留保を附ける）。この段氏の理解に従えば、『説文』において堯典が「虞書」として引かれる例は、全て「唐書」に改めるべきだということになり、段注に「虞書當作唐書」などと記載されている。この例は、『説文注』に二十箇所以上見られる。⁽²⁸⁾

この考え方の大枠は『撰異』と『説文注』で一致するが、細部は異なる。その一つが、許慎が微子篇をどう區分していたのか、という問題である。『撰異』では、『説文』が微子篇の「咈其耆長」を「周書曰」として引用することに對して、この「周書」が「商書」の誤りであると指摘する。⁽²⁹⁾同様の措置は、微子篇「我興受其敗」からも確認でき

る。⁽³⁰⁾しかし、『説文注』においては、ともに慎重な態度に変わっており、許慎が微子を「周書」とする『尚書』を見ていた可能性にも言及する。⁽³¹⁾これは、『説文』に引かれる微子篇の引用が三箇所あるうちの二箇所が「商書」、二箇所が「周書」と記されていることによって議論が生じているのであるが、先ほど堯典を「虞書」と引く二十箇所以上の例を全て妄改としたのと同じ人物とは思えないほど慎重である。これと似た問題は、洪範篇についても存在するが、ここでは省略する。⁽³²⁾

〔補説七〕 『撰異』の特徴③—『史記』の今古文説に關する考察例

以下、【第八節】の原注部分に示された『史記』の今古文説に關する『撰異』の各説のうち、(一)「説内于大麓云」、(二)「説洪範云」、(三)「説微子云」の三説につき、ここに改めて整理する。これは、『史記』の今古文説を整理する目的のほか、『撰異』の考證手順を考察する意圖もある。

(一) 舜典篇「内于大麓」について、「麓」を「山麓」と訓じて「堯は舜を山の中に入らせたが、舜は迷うことがなかった」とする説と、「麓」を「録」と訓じて「堯が舜に政治の管理を任せた」とする説がある。

現行本『尚書』舜典「納于大麓、烈風雷雨、弗迷」に對し、孔傳は「麓、録也。納舜使大錄萬機之政」とし、また『釋文』は「麓音鹿。王云、録也。馬鄭云、山足也」という。

この一段について、『史記』五帝本紀は「堯使舜入山林川澤、暴風雷雨、舜行不迷」と述べ、『索隱』は『尚書』云、納于大麓。『穀梁傳』云、林屬於山曰麓。是山足曰麓、故此以爲入山林不迷。孔氏以麓訓錄、言令舜大錄萬幾之政、與此不同」とする。また、『史記』五帝本紀には「舜入于大麓、烈風雷雨不迷、堯乃知舜之足授天下」とある。これに對して『撰異』はおおむね次のように考證する。⁽³³⁾

①まず『尚書大傳』が引用され、その鄭注に、「麓」が「録」と訓じられ、伏生と關わる『尚書大傳』は基本的に今文説の根據として用いられるから、これが今文説と判斷される。⁽³⁴⁾

②次に、魏の時の上奏文、『漢書』王莽傳、『論衡』等から、『尚書大傳』鄭注と同じく、「納于大麓」の語を禪讓や即位、攝政、三公など政治と關わる文脈で用いる例を集め、これが「麓」を「録」と訓じる今文説に基づくものであるとする。そして、王肅注や偽孔傳はこれを採用したとする。

③『史記』に代表される、「麓」を山麓の意とする例を列擧する。いずれも「麓」を單に山麓の意とするもので、『史記』は「山林川澤」の語から古文説と判斷される。なお、ここでは、鄭玄注については『大傳』に附くものを今文説、『尚書』に附くものを古文説と判斷する。さらに、今文説と古文説の内容を比較し、古文説が正しいと判定する。

以上、廣く材料が集められているものの、實はどこにも二説を直接「今文説」「古文説」と指し示す直接的な證據はない。段氏としては、『尚書大傳』とその鄭玄注が、『尚書』馬融注・鄭玄注と對立していると讀めることと、漢代の文獻の引用が多く前者に近いことから（段氏は、漢代の『尚書』引用は先に博士の學に立てられていた今文が主體であると考えている）、前者を今文説と判斷したのだろう。ただ、この二説が今古文の差異に相當するのかどうかは、疑問が残

るところである。『尚書大傳』の原文には「納之大麓之野」とあるが、「野」という表現から、少なくとも部分的にはこの「麓」は「山麓」の方向で解釋するとしか思えず、伏生に「録」の訓があつたとは考えにくい。この場合は字句でなく義説の問題だが、この種の論理展開に、段氏の根據不十分な推測が見受けられるように思う。

(二)「說洪範云」の「思曰睿」について。現行本『尚書』洪範は「貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿」とし、『史記』宋微子世家も同じく「思曰睿」とする。『史記集解』は「馬融曰、睿、通也」と訓じる。これに對して『撰異』は大略、次のように考證する。³⁵⁾

①まず、自己の研究に基づいて今古文の字句の違いを掲げ、古文が「思曰睿」に、今文が「思心曰睿」に作ると結論附ける。

②次に、今文が「思心曰睿」であつたと考えられる根據として、『洪範五行傳』、『說苑』等の引く字句が「思心曰睿」であること(先述したように、段氏は漢人の引用は基本的に今文と看做す)や、『漢書』應劭注に「睿、古文作睿」とあることを擧げる。

③『詩』鄭箋の引く字句が「睿」を用いることについて、これが古文説であるとする。古文が「思曰睿」である根據は特に擧げられていないが、これは「補說四」に先述した「現行本『尚書』の眞篇は、基本的に古文『尚書』の字句である」という前提に沿って組み立てられたものである。

これは『撰異』全體に通じる體裁であつて、まず兩者の相違を掲げ、次に今文『尚書』の字句の判斷根據を細かく示し、補足としてその他の問題に言及する、という形式を取る。またここでは、『史記集解』の引く馬融注に「睿、通也」とあることも、古文『尚書』の傍證として念頭にあるだろう。

さて、段氏がこの段を先の原因に出したということは、『史記』が「思曰睿」に作ったのは、『史記』が古文説を用いた例と考えているということになる。しかし、両者の相異はあくまで字句に關わるものであり、義説の相異の例とまではいえない。段氏は先に字句と義説の區別を強調していたから、この食い違いは問題となる。ただ、字句の違いがそのまま義説の違いを生むこともあるから、本來的には區別しにくいところもある。段氏としては、これを「字句の相異」として捉えたと、『史記』の字句は今文『尚書』に従う」という自身の立てた原則に背いてしまうので、敢えて「義説の相異」の例と看做したのかもしれない。

(三)「説微子云」の末尾の言葉の發言者について。現行本『尚書』微子には「父師若曰、……詔王子出、迪我舊云刻子。王子弗出、我乃顛隳」とあり、『史記』宋微子世家には「太師若曰」とある。これに對して『撰異』はおおむね以下のように考證する。³⁶⁾

①最後の一段の發言者が、現行本『尚書』には「父師」(『史記』に「太師」とあるのと同じ)であるのに、『論衡』では「微子曰」とある點を問題提起する。

②段氏は、今文『尚書』には「微子若曰」の四字が入っており、王充はこれに従ったのではないか、また「太師(父師)」とするのは古文説ではないか、と推測する。

これも先の例と同様、「太師(父師)」を古文説とする根據には、現行本『尚書』の字句がある。ただこれがはつきり古文説とされる直接の根據は無い。また、「微子曰」を今文説とする根據はより薄弱である。確かに、『撰異』序文では王充を今文系統の學者に置くが、『撰異』を通じて見れば、『論衡』は古文説の例としても今文説の例としても、都合よく用いられている。ここにも、二つの對立する解釋を機械的に今文説・古文説に當てはめるきらいがある。

以上、「撰異序」(第八節)原注に挙げられた例をそれぞれ検討した。

「補説八」 『史記』の今古文説に關する錢大昕と段玉裁の議論

「補説七」の『史記』今古文説に關する段説については、錢大昕の書簡「與段若膺書論尚書書」でも論じられている。錢氏は書簡の中で、段氏が『史記』『漢書』所引の『尚書』を今文と見ることに對し、必ずしもそうとは言えないと反論する。その根據として、『漢書』儒林傳の記述、『漢書』に「古文」が引かれること、學官に立てられたのが今文であっても許慎など古文を用いた學者もいること、『史記』『漢書』の中に古文の字句に作る部分があること、を挙げる。³⁷⁾

この書簡には記年がないが、「補説二」に記した通り、『撰異』の完成後すぐ、段氏の依頼により錢氏は「簽」という意見を書いている。陳鴻森氏は、この書簡が乾隆五十六年の作であると推定している。³⁸⁾

書簡に「承示考定『尚書』』というのが『撰異』の原稿であるとすれば、段氏の要望により『撰異』を査讀した錢氏が、「簽」をつけて段氏に送った際に附した書信と考えられるのではないか。現行本『撰異』が、錢氏の書信の批判を受けて原稿本を改訂したと考えられる證據を二例挙げる。

『撰異』卷三では、『漢書』地理志が「古文以爲云々」と記載することにつき、錢氏がこれを古文家の説とすることを紹介した上で、段氏は、この「古文」は今名・古名の對應を示したものであつて古文説を述べるものではないと

する。³⁹⁾ここは段氏が錢説を受けて、加筆修正したと判断できる。

次に、錢氏は『漢書』儒林傳の「司馬遷從安國問故」云々の記載から、『史記』に古文説があると述べるが、これは『撰異』序文に述べられたことである（第八節の原注）。『史記』が古文説を採用したことを列擧する「撰異序」の原注は、錢氏の批判を受けた後、段氏が意識的に付け足した可能性もある。つまり、『史記』も古文に従うところがある」とする錢氏の批判に對し、段氏はあくまでそれは「義説」に限ったことであり、『史記』の「字句」は今文『尚書』に従った、と反論しているのである。なお、この段説は結局錢氏には受け入れられなかったようで、鈕樹玉『非石日記抄』の乾隆五十八年十一月二十五日條に「古文雖不列學官、然當時習者無禁、『漢書』地理志多采『周官』職方、五行志多采『左傳』と錢氏が言ったという記録がある。⁴⁰⁾

このように見ると、錢大昕「與段若膺書論尚書書」は、『撰異』の原稿本を批判する目的で乾隆五十六年五月から七月の間に書かれ、それに應じて段氏は『撰異』を部分的に書き改め、その結果、錢氏の批判の一部が『撰異』に反映されたと推測できる。

また、「撰異序」は原稿段階ですでに書かれていたと推測できるが、その原注は錢氏の書信中の批判に答えたものである可能性がある。

〔補説九〕 『史記』今古文問題と清朝考證學

最後に、他の清朝考證學者による『史記』の今古文問題に関する議論を通觀することで、『撰異』の特徴を鮮明にしつつ、考證學の展開を整理したい。

まず閻若璩は、『史記』と古文説とが異なる條を列舉した上で、同時に『漢書』儒林傳の記載を根據とし、『史記』に古文説が入っていることも否定はしない。そして、『史記』はそれ自體で一家を成す著作であるとして、今古文の枠で語らず、結局は各人が『史記』の記述の良し悪しを選ぶほかないとする。⁶⁴¹⁾

次に、江聲は、『漢書』儒林傳の記載を重く捉え、『史記』は基本的に孔安國の古文説を繼承しているとする。⁶⁴²⁾ また王鳴盛は、『史記』は様々な書籍を合せたもので、古文説、今文説、雜説を含んでいるとする。⁶⁴³⁾ なお、参考程度であるが、臧琳『經義雜記』には、段氏とほぼ同様の説が載せられている。⁶⁴⁴⁾

以上が『撰異』以前の状況であり、こういった『史記』認識の雜然とした状況を整理しようとしたのが『撰異』であった。

一方、その後の『撰異』に對する學界の反應はいかなるものであったのか。特に重要な批判が皮錫瑞『經學通論』に見えるので、以下に要約して示す。

まず皮氏は、段氏が『撰異』序文の原注で擧げた五條が、どれも『史記』が古文説を用いる根據にはならないとする。先述の通り、段説の中に、今古文説の對立とは容易に斷定できない例があるので、皮氏の判定は妥當であろう。

加えて皮氏は、『漢書』儒林傳の「司馬遷亦從安國問故」の語を疑い、字句・義説ともに『史記』は今文系統であると考へ、更に、孫星衍以後の學者が『史記』を古文系統であるとすする誤りを引き繼いでいると批判する。⁴⁵⁾

皮氏の議論には自身の今文家としての立場が濃厚に反映されているが、示唆に富む點も見受けられる。例えば、「大麓」に関する二説を、今古文の違いでなく、歐陽説と夏侯説の違い、即ち今文家内の違いであるとする議論はその例である。結局、歐陽説や夏侯説であると直接指し示す根拠があるわけではないが、今文説の中での經説の違いを想定することで、經説に相違があつても兩者をも今文説に取り込んでしまう論理は興味深い。

こうした段氏・皮氏の相違は、『史記』のみならず、漢代經學研究の全てに通用するテーマである。段氏は今文・古文を二項對立的に意識したのに對し、皮氏は今文家の立場から、過去に古文系統とされたものを今文に取り込み、今文・古文の境界線が一概には定まらないことを示した。⁴⁶⁾ むろん皮氏とて、今文・古文という枠組みの思考から外れるわけではない。むしろ、その境界を嚴格かつ排他的に意識していると思われるべきであろう。しかしその皮氏の議論が、かえつて今古文認識の不確定性を示したことは、皮肉めいている。

以下、補説全體の議論を踏まえて概括したい。まず閻若璩以來、『史記』も梅賾本『尚書』も、今文・古文がないまぜになつており、嚴密に今古文を分けるのは難しいとされてきた。そこで段玉裁は何とか今文・古文の秩序を見出し、はっきりとした境界線を引こうと試みた。その後、皮錫瑞の議論によつて、その境界線が一種觀念的なものであることが示された。こういった研究の流れは、漢代經學を「今古文の對立」という見方に固執せず分析する近年の漢代經學研究に引き繼がれていると言えよう。しかし、だからといって、段氏の研究が無意味なものであつたということにはならない。未整理の事柄に對して新たな方法から枠組みを與え、それが再び破壊され組み立て直されるとい

う學問の營爲の中に、段氏の研究もまた位置づけられる、ということである。また、段氏が『尚書』の字句の検討を通じて得た知見は、『説文』研究と密接に連關するものであり、最終的には今古文の對立を越えたところにある上古音研究という形で結實した。『撰異』の考證の意義は、この點にある。

※〔謝辭〕本稿の執筆に際し、京都大學人文科學研究所の白須裕之氏、福岡教育大學教育學部の竹元規人氏に有益な助言をいただいた。ここに謝意を表す。

注

- (1) 段玉裁「寄戴東原先生書」(『六書音均表』卷首)に「玉裁入蜀數年、幸適有成書。而所爲『詩經小學』『書經小學』『説文考證』『古韻十七部表』諸書、亦漸次將成。今輒先寫『六書音均表』一部」とある。
- (2) 陳鴻森「段玉裁『説文注』的另一側面」(『清代學術史叢考』學生書局、二〇一九年)、五二九―五三〇頁。また、陳鴻森「《段玉裁年譜》訂補」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』六〇―三、一九八九年、六〇六・六一二頁)を參看。
- (3) なお、乾隆四十六年四月の錢大昕との會見については、「補説三」を參照。
- (4) 『撰異』卷六、盤庚上「女無老侮」に「臧氏鏞堂曰、『左氏傳』宋華閱卒、華臣弱舉比之室。杜注、弱侵易之。此弱孤有幼之解也」とある。
- (5) 注(2)前掲、陳氏「年譜訂補」、六一三頁。

(6) 『中國古籍善本總目』經部、一一九頁。また葉景葵『卷盒書跋』(上海古典文學出版社、一九五七年)に「古文尚書撰異跋」の一文あり。

(7) 陳鴻森『錢大昕年譜』別記(『乾嘉學者的治經方法』、中央研究院中國文哲研究所籌備處、二〇〇〇年)、九二四頁。

(8) 注(2)を参照。

(9) 『撰異』卷十三、洪範「貌曰恭」に「辛丑之四月、自四川引疾歸。途謁錢詹事於鍾山書院。詹事言「貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰容、此可補入尊箴『六書音均表』。『春秋餘露』『漢書』『說文』皆作容、容字義長、思主於睿、則恐失之刻深。玉裁時無以應也。家居數年、乃瞭然、漢人所徵引『尚書』見於『史記』前後漢書者、皆系伏生今文、以功令所重、博士所習也。而漢末魏吳古文之學始盛、若『洪範五行傳』出於伏生、則「思心曰容、容作聖」。爲今文『尚書』無疑。劉向『說苑』引「容作聖」證容衆之說尤爲顯白。憶詹事又言「考證果到確處、便觸處無礙。如東原在都門、分別『水經』與酈注、得其體例、渙然冰釋」。余聞其說、即閉門校此書、一一與合輟。今以玉裁分別今文・古文者告之。詹事當亦爲之大快也」とある。

(10) なお、この錢説は『十駕齋養新錄』卷一「思曰容」にも見え、王念孫『讀書雜誌』漢書第五「五曰思 思曰容 容作聖」にも引く。

(11) その一端は、『撰異』冒頭である、卷一、堯典「曰若稽古」の條に見える。また、「補說五」にて述べる段氏の天寶・開寶の改字への着目は、ある異文を今文・古文に振り分けられない場合の説明手段としてしばしば利用されている。

(12) 喬秀岩「學『撫本考異』記」(喬秀岩・葉純芳『學術史讀書記』三聯書店、二〇一九年)を參看。

- (13) 一例として、李慈銘『越縵堂讀書記』がある。李氏は「閱段氏『古文尚書撰異』、其意實矯江氏聲、王氏鳴盛之專主『說文』諸書、改定經文、而尤與江氏爲難。然謂枚氏所傳之古文三十一篇、字字爲孔安國真本、夫亦孰從而信之。苦爲分別、多設游辭、所謂甚難而實非者。徐謝山詆其爲僞古文訟冤、有以也。惟其博證廣搜、旁及音詁、義據精深、多有功於經學、故爲治『尚書』者所不可廢耳」（同治十三年、一八七四年）と述べ、『撰異』は江氏と王氏を正す意圖を持つと指摘し一定の評価を與えるが、僞孔傳本の字句に信賴を置く點には反對する。
- (14) 『尚書古文疏證』卷二、第二十三に「余然後知此晚出于魏晉間之書、蓋不古不今、非伏非孔、而欲別爲一家之學者也」とある。
- (15) 劉起釭『尚書學史』（中華書局、一九八九年）、三七三頁。
- (16) 『尚書後案』卷十二、洪範「日霽日蒙日驛」に「霽當作濟、蒙當作霧、驛當作團、在霧之上。……僞孔刪改其字、倒其次、又亂其句讀」とある。
- (17) 許建平『敦煌經籍紋錄』（中華書局、二〇〇六年）の六七〇七二頁を參看。
- (18) 注(2)のほか、阿辻哲次『漢字學——『說文解字』の世界』（東海大學出版會、一九八五年）や高橋由利子「段玉裁『說文解字注』の成立過程について（一）」（『お茶の水女子大學中國文學會報』六、一九八七年、八九—一〇六頁）も參照。
- (19) 北京師範大學出版社影印本『說文解字讀』二篇、九八頁。
- (20) 『撰異』卷十、西伯斟黎、「我生不有命在天祖伊反」に『說文』二篇糸部曰「返、還也。从辵反、反亦聲。商書曰、祖伊返」。玉裁按、今本『說文』「伊」誤作「甲」。惟『集韻』所引不誤。返、反古通用」とある。なお

陳鴻森氏は、この部分の『説文注』に王鳴盛の名を挙げないことを指摘し、「段氏掩用他人成説之舉」の一例としてゐる。注(2)前掲、「段玉裁『説文注』成書の另一側面」、五五二―五五二頁。

(21) 『説文』二篇下、辵部、返に「返、還也。从辵反、反亦聲。商書曰、祖伊返」とあり、段注に「西伯戡黎文。各本作「祖甲」、今依『集韻』訂」という。

(22) 『撰異』卷六、盤庚上「相時儉民」に『説文』十篇、心部曰、「疾利口也。从心、册聲。商書曰、相時民」。按、「商書」二字、各本作「詩」字、今訂正。「相時民」即「相時儉民」也。『隸釋』所載石經殘碑作「」。一「即「散」也。古文『尚書』作「」、枚氏『古文尚書』作「儉」、今文『尚書』作「散」。「」與「儉」、義同而音異。大徐作「从心。从」、小徐作「从心。聲」、訂以女部册字下曰「从女、刪省聲」、則此亦當爲「刪省聲」、轉寫譌脫耳。「刪省聲」則與「散」字異音同。爲『説文』音者、因今『尚書』「儉」在閉口部、遂讀、亦息廉反。殊失古意」とある。

(23) ただし、『説文』の本文は變更せず、『詩』曰、相時民」と作り、注において誤りを指摘する。

(24) 『説文』十篇下、心部、に「疾利口也。从心、从册。『詩』曰、相時民」とあり、段注に「②小徐作「聲」、誤。按當讀如刪。大徐「息廉切」、非也。篇、韻皆同。其誤久矣」、「①『詩』無此語。『尚書』盤庚上曰、「相時儉民」。『集韻』引『説文』作「商書、相時民」。豈丁度等所見不誤與」とある。

(25) 一例として、『撰異』卷十三、洪範「明作哲」に「玉裁按、『説文』七篇、曰部、「哲、昭晰明也。从日、折聲」、二篇、口部、「哲、知也。(古知智不分)从口、折聲」、十篇、心部、「愨、敬也。从心、折聲」とあるのに對して、『説文』二篇上、口部、哲には「哲、知也。从口、斲聲」とあり、段注は「按、凡从折之字、皆當作斤□

艸。各本篆文皆作手旁、用隸改篆也。今悉正之」という。「誓」や「愨」字の段注も同様である。

- (26) 『撰異』卷一下、堯典「帝曰契百姓不親五品不遜」に『説文』十篇心部曰「遜、順也。従心、孫聲。唐書曰、五品不遜」。玉裁按、『説文』引堯典「假于上下」、「平黜東作」、(略)「龍朕聖讒說殄行」、皆言「虞書」、而此句獨言「唐書」者、從今文『尚書』例也。『尚書大傳』曰「唐傳」、曰「虞傳」、曰「夏傳」、曰「殷傳」、曰「周傳」。馬、鄭、王肅、『別錄』題皆曰「虞夏書」。鄭序以爲「虞夏書二十篇、商書四十篇」。今考鄭贊云「三科之條、五家之教」。三科者、謂虞夏一科、商一科、周一科也。五家無聞、蓋謂唐一家、虞一家、夏一家、商一家、周一家也。五家之教、謂五代之書、堯典爲唐書、皋陶謨爲虞書、禹貢已下爲夏書、湯誓盤庚已下爲商書、牧誓已下爲周書。今文『尚書』例也。三科、謂作三書之時代。堯典・皋陶謨・禹貢、是三篇者、或曰虞史記之、或云夏史記之、莫能別異、故相承謂之虞夏書。商史所記者爲商書、周史所記者爲周書、古文『尚書』例也。(略)許君蓋從五家之說者也。故引皋陶謨曰虞書、引禹貢曰夏書、引堯典曰唐書、所引「假于上下」等句、本皆作唐書。蓋盡爲淺人轉寫所改、其改之未盡者、獨留此一處耳。徐鍇本「唐書曰、棋三百有六句」、則併此尚存二處」とある。

- (27) 『尚書正義』の堯典の題疏に「案、鄭序以爲虞夏書二十篇、商書四十篇、周書四十篇。贊云、三科之條、五家之教」とあることに據る。

- (28) 京都大學人文科學研究所の白須裕之氏の「教示による。

- (29) 『撰異』卷十一、微子「弗其耆長舊有位人」に『説文』二篇口部曰「弗、違也。从口、弗聲。周書曰、弗其耆長」。玉裁按、「周」乃「商」之誤」とある。

(30) 『撰異』卷十一、微子「今其有災我興受其敗」に『說文』二篇彘部曰「退、也。从彘、貝聲。周書曰、我興受其退」。玉裁按、「周」乃「商」之誤。壁中『尚書』「敗」字、蓋皆如此作」とある。

(31) 『說文』二篇上、口部、咈に「咈、違也。从口。弗聲。周書曰、咈其耆長」、段注に「按、『說文』引微子篇「咈其耆長」、「我興受其退」皆系「周書」。引「予顛躋」則曰「商書」。未知孰是誤字。洪範一篇商周說異、微子則必是商書也」とあり、『說文』二篇下、彘部、退に「退、也。从彘。貝聲。周書曰、我興受其退」、段注に「微子文。云「周書」者、蓋許所據不系於商書也。亦見口部咈下」とある。

(32) 『撰異』卷三十二、書序「以箕子歸作洪範」などを参照。

(33) 『撰異』卷一上、堯典「納于大麓烈風雷雨弗迷」に①『尚書大傳』唐傳曰「堯知丹朱之不肖、必將壞其宗廟、滅其社稷、而天下同賊之。故堯推尊舜而尚之、屬諸侯焉、納之大麓之野、烈風雷雨不迷、致之以昭華之玉」。鄭注「山足曰麓、麓者錄也。古者、天子命大事、命諸侯則爲壇國之外。堯聚諸侯、命舜陟位、居攝致天下之事、使大錄之」。②玉裁按、魏公卿上尊號奏曰「□唐典之明憲、遵大鹿之遺訓、遂於繁昌築靈壇、皇帝乃受天子之籍冠通天襲袞龍、大赦天下、改元正始」、又魏受禪表曰「義莫顯於禪德、美莫盛於受終。故書陳「納于大麓」、傳稱歷數爾躬」、是則鄭注「納于大麓」爲居攝、魏碑則以爲卽眞、誤矣。他如『漢書』王莽傳「張竦稱莽功德曰、比三世爲三公、再奉送大行、秉冢宰職、填安國家、四方輻奏、靡不得所。書曰、納于於大麓、烈風雷雨不迷。公之謂矣」、又莽曰「予前在大麓」、于定國傳「上報定國曰、萬方之事、大錄于君」、『論衡』正說篇「尚書曰、四門穆穆、入于大麓、烈風雷雨不迷。言大麓、三公之位也。居一公之位、大總錄二公之事、衆多竝吉、若疾風大雨」、班孟堅封燕然山銘曰「納于大麓、惟清緝熙」、此皆今文『尚書』說也。凡三公丞相皆可云「大麓」、

不必「居攝」也。王注古文『尚書』「麓、錄也」。取諸此、方興又取之以爲僞傳。③而堯本紀曰「堯使舜入山林川澤、暴風雷雨、舜行不迷」、舜本紀曰「舜入于大麓、烈風雷雨、不迷」、則皆不云「大錄萬幾之政」。孟堅言「司馬遷多從安國問故、遷書載堯典、禹貢、洪範、微子、金縢諸篇、多古文說」、此條說「大麓」、蓋安國說也。

王充『論衡』正說篇、充自爲說云「試之於職、妻以二女、觀其夫婦之法、復令人庶之野、而觀其聖、烈風疾雨、終不迷惑、堯乃知其聖」、吉驗篇云「堯使舜入大麓之野、虎狼不搏、蝮虵不噬、逢烈風疾雨、行不迷惑」。馬鄭注『尚書』皆云「麓、山足也」、雖缺佚不完、而『釋文』以別於「王云、麓、錄也」、則知馬鄭注古文、不爲大錄之解。『風俗通義』山澤篇「謹按、『尚書』堯禪舜、納于大麓。麓、屬於山者也」、應氏通古文『尚書』、亦不作「大錄」解也。考鄭注書序、於舜典云「入麓伐木」、則可知注古文與『大傳』注迥殊」とある。

(34) なお、段氏は惠棟輯本の『尚書大傳』を用いているが、「烈風雷雨不迷」の部分が不適切な輯佚である旨が陳壽祺によって指摘されている。四部叢刊本『尚書大傳』の末尾に附された「尚書大傳辨譌」を参照。

(35) 『撰異』卷十三、洪範「思曰睿」に「①古文『尚書』「思曰睿」、今文『尚書』作「思、心曰容」。②『洪範五行傳』曰「五事曰思心。思心之不容、是謂不聖。厥咎霧厥、罰恆風厥、極凶短折」。鄭注曰「容、當爲睿。睿、通也」。此據孔本以正伏本、其證一也。……③『詩』小雅小旻鄭箋云「書曰、睿作聖、明作哲、聰作謀、恭作肅、從作艾。詩人之意、欲王敬用五事、以明天道」。玉裁按、此鄭引古文『尚書』也。故「睿」不作「容」、「敬」不作「羞」、其不依『尚書』原文者、依『詩』經文爲序也」とある。

(36) 『撰異』卷十一、微子「詔王子出迪我舊云刻子王子弗出」に「①『論衡』本性篇云「微子曰、我舊云孩子、王子不出。紂爲孩子之時、微子睹其不善之性、性惡不出衆庶、長大爲亂不變、故云也」。②玉裁按、此今文『尚

書』「刻」作「孩」、其說如此也。但古文『尚書』此語出父師口、非微子之言也。仲任系諸微子、則疑今文『尚書』多「微子若曰」四字。如咎繇謨之多「舜曰禹曰」。下文「我不顧行遜」是爲微子自言其志。宋微子世家「大師若曰」已下無更端、「箕子者」「王子比干者」云云、爲追敘語。於是大師少師乃勸微子去、卽上文之「終不得治、不如去、遂亡」也。蓋大史公用古文說、與仲任所據歐陽·夏侯尚書異」とある。

(37)

錢大昕「與段若膺書論尚書書」(『潛研堂文集』卷三十三)に「承示考定『尚書』于古文今文同異之處、博學而明辯之、可謂聞所未聞矣。唯謂『史』『漢』所引『尚書』皆係今文、必非古文、則蒙猶有未諭。『漢書』儒林傳謂「司馬遷從安國問故。遷書載堯典、禹貢、洪範、微子、金縢、多古文說」、是史公書有古文說也。地理志「吳山、古文以爲沂山」、「大壹山、古文以爲終南」、是『漢書』有古文說也。漢時立學置博士、特爲入官之途。其不立博士者、師生自相傳授、初無禁令、臣民上書、亦得徵引。許叔重『說文解字』所僞『書』孔氏、『詩』毛氏、『春秋』左氏、『禮』、『周官』、皆不立學者、而其子冲上書進御、不以爲嫌。馬·班二君、又何所顧忌、而必專己守殘、不一徵引古文乎。『春秋』左氏與『尚書』古文、皆非功令所用、而班氏律曆·五行諸志、引左氏經傳者不一而足。以『春秋』之例推之、則『漢書』決非專主今文矣。又如「漾」之爲「養」、「罔」之爲「罌」、此古文之見于許氏書者、而『史記』正與之同。是又『史記』兼用古文之明證也。足下以漢志「禹貢養水」不從水旁、遂謂今文作「養」、『史記』亦當作「養」、淺人增加水旁。無論「莫須有」三字、難以服天下、恐世間如此、淺人正不易得。何也。淺人依『尚書』改『史記』、必改爲「漾」、其能改作「養」者、必係通曉六書之人、豈有通人而肯妄改古書者。此可斷其必不然矣。『說文』以「養」爲古文、則「漾」必是今文。『漢書』之「養水」、卽從古文、而省水旁。決非今文別作「養」字。僕于經義膚淺、不敢自成一言、聊罄狂簡、以盡同異、幸足下

之教我也」とある。

(38) 注(7) 前掲、陳鴻森『錢大昕年譜』別記、九二四頁。

(39) 『撰異』卷三、禹貢「嶧陽孤桐」に「玉裁按、班以嶧陽爲山名、此古說也。凡志云「吳山、古文以爲沂山」、「大壹山、古文以爲終南」、「垂山、古文以爲敦物」……此等、蓋今古名之異。今名吳山、古名沂山。云「古文以爲」者、對今名言之。此古文二字、猶言禹貢、非謂壁中古文也。……錢氏大昕曰「志稱古文者、謂古文家說。……竊意、志稱「禹貢某山某水」者、今文・古文所同也。古文家有是說而今文家闕不言者、則稱「古文以爲」以別之」とある。

(40) 注(7) 前掲、陳鴻森『錢大昕年譜』別記、九三一―九三二頁。

(41) 『尚書古文疏證』卷二、第二十四「言史記多古文說今異」に「其不同于古文、不特如前所列而已也。『漢書』儒林傳「安國授都尉朝、而司馬遷亦從安國問故。遷書載堯典・禹貢・洪範・微子・金縢諸篇、多古文說」。余嘗取遷書所載諸篇讀之、雖文有增損、字有通假、義有補綴、及或隨筆竄易、以就成己一家言、而要班固曰「多古文說」、則必出于古文、而非後托名古文者、所可并也。余故備錄之、以俟好古者擇焉」とある。

(42) 『尚書集注音疏』周書十、金縢「予仁若巧」に「案、『漢書』儒林傳稱「司馬遷從安國問故。遷書載堯典・禹貢・鴻範・微子・金縢諸篇、多古文說」。然則、『史記』所錄、實爲孔氏古文。是當據之、以截正僞孔氏書也」とある。

(43) 『尚書後案』卷六、盤庚「盤庚遷于般」に「司馬遷從安國問故、非不見古文者。但『史記』雜采群書、不可信者正多」とあり、同書、卷十一、牧誓「如虎如貔」に「遷書所載、雖多古文、亦雜取今文。鄭則傳古文。未必

與『史記』同也」とある。

(44) 『經義雜記』卷二十三、「五帝本紀書說」に『史記』載『尚書』今文爲多、開存古文義。其詁訓多用『爾雅』。馬融注及僞孔傳、往往本之。唐司馬貞謂「太史公博採經記而爲此史、廣記異聞、不必皆依尚書」。此說甚誤。余讀『尚書』、以『史記』參之、其義始通、不特詁訓已也。昔著『尚書集解』曾纂錄之、而未盡欲以二十八篇采『史記』注之、更以己意發明之。今老矣、精力不能全逮、姑就孔傳本堯典、錄『史記』於上、以尚書證之、所以祛『索隱』之惑也」とある。

(45) 『經學通論』書、「論伏傳之後以史記爲最早史記引書多同今文不當據爲古文」に「段玉裁曰「按、此謂諸篇有古文說耳。……」錫瑞案、「史遷從安國問故」、『史記』所未載、不知班氏何據。若『史記』所引『尚書』多同今文、不同古文。班氏所云「惟方六千里」、同於賈馬古文。「思曰睿、與曰涕」同於馬鄭古文。若「大麓」不作「大錄」、是用歐陽說、與夏侯異。「大師」不作「父師」、是今文說、與馬鄭古文異、特不同於『論衡』一家之說耳。「金縢在周公薨後」是今文說、與馬鄭古文異。而又云「或譜周公、周公奔楚」雖與『論衡』引古文說頗合、而以爲公歸政後、與馬鄭古文避居之說不同。皆不足爲『史記』用古文說之證。自孫星衍以後、皆誤用班氏說、以爲『史記』一書引尚書者盡屬古文。於是尚書今古文家法大亂、不知分別家法。確有明徵、非可執疑似之單文、掙昭晰之耳目。孫星衍過信班氏、其解金縢誤分『史記』以居東爲東征、與毛詩同者爲古文說。鄭以周公居東、在成王禫後者、爲今文說。而無以處『論衡』明言古文家、乃曰「王氏充以爲古文者、今文亦古說也」。豈知『論衡』分今古文甚明、乃欲厚誣古人、豈不謬哉」とある。

(46) 皮氏のこの立場は、『孝經鄭注疏』に、より濃厚に反映されている。

篇名對照表

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	今本古文尚書	古文尚書撰異	撰異備考
湯誓	胤征	五子之歌	甘誓	禹貢	益稷	皋陶謨	大禹謨	舜典	堯典			
商書	夏書	夏書	夏書	夏書	虞書	虞書	虞書	虞書	虞書			
5			4	3		2		1下	1上			
湯誓			甘誓	禹貢		皋陶謨			堯典			
商書			亦曰夏書 虞夏書、	亦曰夏書 虞夏書、		亦曰虞書 虞夏書、		亦曰唐書 虞夏書、	虞夏書、 虞夏書、			
			子』皆謂之夏書」とあり 卷4卷首に「虞夏書（『說文』『墨	『說文』皆謂之夏書」とあり 卷3首に「虞夏書（『史記』『漢書				唐書）」とあり 卷1上首に「虞夏書（『說文』謂之				

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
泰誓上	微子	西伯戡黎	高宗彤日	說命下	說命中	說命上	盤庚下	盤庚中	盤庚上	咸有一德	太甲下	太甲中	太甲上	伊訓	湯誥	仲虺之誥
周書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書	商書
	11	10	9				8	7	6							
大誓	微子	西伯戡黎	高宗彤日				盤庚下	盤庚中	盤庚上							
周書	商書	商書	商書				商書	商書	商書							
目録では卷11の後ろに大誓三篇の篇																

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33		32	31	30	29	28
無逸	多士	洛誥	召誥	梓材	酒誥	康誥	微子之命	大誥	金縢	旅獒		洪範	武成	牧誓	泰誓下	泰誓中
周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書		周書	周書	周書	周書	周書
22	21	20	19	18	17	16		15	14			13		12		
無逸	多士	雒誥	召誥	梓材	酒誥	康誥		大誥	金縢			洪範		牧誓	大誓	大誓
周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書		周書	周書			周書		周書	周書	周書
												目錄に「周書（『左氏』『説文』皆曰商書）」と注記			存其目」と注記	名のみ載せ、「三篇、唐後乃亡、故

	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
	秦誓	費誓	文侯之命	呂刑	冏命	君牙	畢命	康王之誥	顧命	君陳	周官	立政	多方	蔡仲之命	君奭
	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書	周書
	32	31	28	30	29			27	26			25	24		23
	書序	秦誓	柴誓	文侯之命	呂刑			康王之誥	顧命			立政	多方		君奭
	周書	周書	周書	周書				周書	周書			周書	周書		周書
に配するが、撰異では卷32に置く	今本古文尚書では書序を各篇の冒頭に置く														